

## 株式会社 遊佐組 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 7月 1日～令和 8年 6月30日までの 5年間

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、男性の子育て目的の休暇の取得促進する。(女性社員も該当)  
男性社員・・・取得率を80%以上にする  
女性社員・・・取得率を80%以上にする

#### <対策>

- 令和 3年 7月～ 男性も子育て休暇を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員には、制度の周知
- 令和 4年 4月～ 子育て休暇の取得希望者を対象とした講習会の実施
- 令和 5年 4月～ 子育て休暇の定着、継続推進。

目標2：男性社員の育児・介護への参画を目的とし、育児休業及び介護休業を促進し、社員が子や親の看護のための休暇についても、時間単位での取得を認め、利用しやすい勤務制度を周知させ推進する。

該当社員・・・育児・介護休業及び時間単位休暇の取得率10%以上(年間)

#### <対策>

- 令和 3年 7月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和 3年12月～ 制度の周知と推進
- 令和 4年 4月～ 社内会議や各部会議にて説明による社員への制度の周知

目標3：令和 5年 7月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施継続する。また、休日労働の削減に努める。

#### <対策>

- 令和 3年 7月～ 社員への調査検討
- 令和 3年10月～ 各部署毎に問題点の検討
- 令和 4年 7月～ ノー残業デーの実施及び休日労働の削減  
管理職への研修(年1回)及び社内広報誌による社員への周知(毎月)
- 令和 5年 7月～ 実施状況の確認、内容の再検討及び改善の実施